

平成 2 8 年 第 2 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 8 年 3 月 1 5 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 3 議案第 4 号 遠軽町行政不服審査会条例の制定について
（付託案件）（総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 2 回定例会付託）
- 日程第 3 4 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 5 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 6 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 7 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 8 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 3 9 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 0 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 1 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 2 請願第 1 号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」
（付託案件）を求める請願書
（総務・文教常任委員会審査報告、平成 2 8 年第 2 回定例会付託）
- 日程第 4 3 発委第 1 号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 4 4 意見案第 1 号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性

《平成 2 8 年 3 月 1 5 日》

や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

日程第 4 5 意見案第 2 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

日程第 4 6 意見案第 3 号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

日程第 4 7 意見案第 4 号 地方公会計の整備促進に係る意見書

日程第 4 8 議員派遣について

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

教育委員会 委員長	新山史賢君	代表監査委員	村瀬光明君
農業委員会 会長	新国純一君		

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君
経済部技監	中川原英明君	総務課長	舟木淳次君
情報管財課長	中村哲男君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	大堀聡君	シオパーク推進課長	鴻上栄治君
保健福祉課長	小谷英充君	住民生活課長	小野寺正彦君
税課長・瀬内隆彦君	会津靖朗君	子育て支援課長	菊地隆君
農政林務課長	澤口浩幸君	商工観光課長	伊藤雅彦君
建設課長	内野清一君	水道課長	久保英之君
生田原総合支所長	平間敏春君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	荒井正教君	会計管理者	小野寺健君

《平成28年3月15日》

教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	寒 河 江 陽 一 君
教 育 部 総 務 課 長	大 貫 雅 英 君	社 会 教 育 課 長	堀 嶋 英 俊 君
図 書 館 長	佐 川 哲 史 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	古 賀 伸 次 君
社 会 教 育 課 参 事	門 脇 和 仁 君	監 査 委 員 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	河 本 伸 二 君

◎議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君	事 務 局 主 幹	渡 邊 亮 司 君
庶 務 ・ 議 事 担 当 係 長	小 玉 美 紀 子 君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩澤議員、秋元議員を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第33 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 議案第4号遠軽町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

平成28年第2回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） ー登壇ー

総務・文教常任委員会付託案件に係る委員長報告をさせていただきます。

平成28年第2回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第4号遠軽町行政不服審査会条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、遠軽町行政不服審査会を置くため必要な事項を定めるものです。

本委員会としては、委員会審査を平成28年3月9日と10日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。
本案に対する委員長報告は可とするものです。

本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第19号から日程第41 議案第26号

○議長(前田篤秀君) 日程第34 議案第19号平成28年度遠軽町一般会計予算、日程第35 議案第20号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第36 議案第21号平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第37 議案第22号平成28年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第38 議案第23号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第39 議案第24号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第40 議案第25号平成28年度遠軽町水道事業会計予算、日程第41 議案第26号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案8件は一括議題といたします。

本定例会において付託いたしました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員会委員長(今村則康君) ー登壇ー

平成28年度遠軽町各会計予算に係る特別委員長報告をいたします。

平成28年度遠軽町一般会計予算外7件につきましては、平成28年第2回遠軽町議会議定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、理事者を初め関係部課長等により、詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第19号平成28年度遠軽町一般会計予算から議案第26号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案8件を全会一致をもって、原案のとおり附帯意見を付して可とすることに決定したところであります。

なお、審査の経過につきましては、委員会審査報告書のとおりであります。

最後に、附帯意見としまして、一般会計(1)、予算に関する資料については前年度と比較できるように改善されたことは評価しているところですが、沿革や効果に係る記載欄には、前年度と変更がある場合や新規事業を計上している場合は明記し、丁寧な記載をお願いするものです。また、説明欄には、さらに具体的な事業内容を記載し、充実を図るこ

とをお願いします。

(2) としまして、当初予算の提案については、予算査定時においてその内容を十分精査し、各常任委員会で丁寧に説明をお願いするものです。

(3) としまして、予算審査特別委員会の応答については、より丁寧な説明をお願いするものです。

以上が報告書の内容となっておりますが、口頭により予算審査に当たったの総括的な意見と各会計当初予算の執行についての意見を申し上げます。

口頭分1点目、予算に関する説明資料については、予算書の関連ページを入れるよう検討をお願いします。

2点目、当初予算の提案に係る各常任委員会の説明については、逐次資料の提出をお願いします。

3点目、予算審査特別委員会における答弁は、要綱に定められているとおり可能な限り課長職以上としてください。

以上、予算審査における意見について申し上げましたが、そのほかにも特別委員会において各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、その意を十分御理解いただき、今後の町政運営に活かしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成28年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案8件の採決をいたします。

採決は、上程の順により、各議案ごとに行います。

これより、議案第19号平成28年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成28年3月15日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成28年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成28年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成28年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成28年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第42 請願第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第42 請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を求める請願書を議題とします。

平成28年第2回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 一登壇一

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、遠軽町議会会議規則第94条の規定により報告いたします。

付議事件、「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を求める請願書。

審査の結果、不採択とすべきものと決定をいたしました。

審査の経過、委員会審査のとおりでございます。

なお、審査の結果、理由としましては、（1）町民である自衛隊員の命と人権を守るといふ請願の本旨には大いに賛同しますが、存置期成会の目的は自衛隊の存置とあわせて遠軽地区町村の振興発展に寄与することと掲げられており、議会は構成16団体の一つであることから、当該提言はそぐわないためでございます。

また、存置期成会は任意団体であることから、議会基本条例第8条第4項に係る逐条解説にある附属機関には該当いたしません。

（2）につきましては、提出を求められている意見書の内容については、遠軽町議会として国に送付するには不適切な表現があることと、町村の権限、議会の権限事項に属しないと判断したためでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） 最初に、理由の中に存置期成会は任意団体であるということから、附属機関には該当しないという説明がありましたけれども、この期成会自体の状況というのは、3点ほどの理由からそうではないのではないかという思いをしています。

1点目は、町長の執行方針、それから総合計画にも自衛隊、遠軽駐屯地については協働のまちづくりを推進するために関係団体と積極的に取り組んでいくということを言われています。それから、2点目については、期成会の予算の8割を町が負担しているという実態があります。それから3点目には、事務局が総務課に置かれて担当者がその実務を行っているというような状態から、期成会は単なる任意団体ではなくて、町長の政策を実行するための附属機関として機能しているのが実態ではないかというふうに理解するのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 岩澤議員におかれましては、紹介議員というこ

とで、総務・文教常任委員会の会議のほうにも入っていただきましたし、最後まで会議の状況を確認されております。

附属機関につきましては、執行機関の要請により行政執行のために必要な資料の提供と行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものでございまして、その名称は問わないものでございます。

また、そこに言う審査とは特定の事項について判定ないし結論を導き出すための内容を調べること、諮問とは特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い概要を有する概念であるということが、一応、裁判所が出している判例でございます。あくまでも附属機関でないということは会議の中でもお話、説明したとおりでございますので、よろしくお話ししたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 今、委員長のほうから説明ありました理由のほうの（２）の関係の中で、町村の権限、議会の権限事項に属しないと判断したというふうに言われております。

これは、あくまでも一般論として確認も含めて聞いておきたいのですけれども、議員必携などを見ますと、確かに外交問題に関する意見書の関係については好ましくないというふうに書かれているのですけれども、ただし書きがありまして、しかし以降の中で、広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ住民の関心が高いものについては云々かんぬんというふうに記載をされているのですけれども、その前の部分については置いておいても、この記述の関係については、これはちょっと解釈としては見解相違と言われればそれまでなののですけれども、ちょっと違うのではないかと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 今の佐藤議員の質疑に対して答弁させていただきます。

この請願については、議員配布で佐藤議員も見ておられると思いますので、今言われた焦点に関しましては、やはり国の外交、防衛関連にはそぐわないというのが請願審査の一つのポイントでございます。それらの書かれているとおりで、総務・文教常任委員会の全体的な会議の中では認識をしているところでございます。

一応、この意見書は配布されていますので見ておられますよね。実際に見ていただいて御意見があると思うのですが、実態はこのような文言でございます。厳しいところも常任委員会の中ではお話ししました。言葉の厳しいところですね。あと一つは、選挙関連に属したことを踏まえた、一応、意見書になっておりますということで、佐藤議員は常任委員会の中の経緯の状況を見ておられませんので、今の部分だけ、総務・文教常任委員会としては議員必携に定められているとおり、その形で認識したというところで御理解をお願い

したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 今のこの文面の関係について言われましたけれども、これの分については理由の中に不適切な表現があるというようなことについては、これはそのとおり受け止めます。ただ、この議員必携、一般論として私申し上げていますので誤解のないようにしていただきたいのですけれども、必ずしも外交、防衛問題については扱えないものではないというふうに、この議員必携からあくまでも読み取れるものですから、そこら辺の見解については常任委員長の立場で言えるものと言えないものもあるかもしれませんけれども、一応、私は、この内容をちょっと置いておいても、基本的には、例えば町村における公益上の必要性の有無について自主的に判断とかという文言なども踏まえて考えると、全会一致できるのであれば上げることはできるというふうに私は判断するのですが、どうでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） お答えします。

公益性のお話をされると、確かに利益の部分でございます。果たして本当にこれが遠軽地域にとって公益性なことなのかということも、常任委員会の会議の中ではお話はいたしておるところでございます。

委員長におきましては、実際、表決権がなかったものですから、同数であれば行使できますけれども、一応、常任委員会で皆さんと会議をした結果、討論を重ねた結果の形となったわけでございます。そこを踏まえて、ひとつ御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

まず、この請願の原案に賛成者の発言を許します。

奥田議員。

○5番（奥田 稔君） ー登壇ー

私は、昭和18年の戦前生まれで、さきの戦争での悲惨は身にしみておりますし、戦後の苦しみは経験として覚えています。しかし、その後70年間は平和憲法のもと、私は成人として今日まで来ましたが、ここ数年の政治状況は、有事法制化あるいは安保関連法案の強行採決、湾岸戦争での後方支援、そして今回の南アフリカへの駆けつけ警護と、だんだん何となく文化の音が近くなっているような気がします。

私は、日本の平和、世界の平和が人類の目標であると思っています。したがって、今回

提案された自衛隊の命と人権を守るための請願書を採択すべきと、そのように考えております。

その理由の一つとして、期成会の目的に照らして提言はそぐわないとありますけれども、自衛隊員の命を危険にさらす駆けつけ警護こそ地域振興という期成会の目的から外れており、構成団体の一つとして提言すべきと考えております。当然、町議会としても同じだと思います。

二つ目として、不適切な表現がありますが、南スーダンでは民族対立によって3,700戸の家が焼かれ、19名の命が奪われました。この中には、PKOで参加しております国境なき医師団の2名が含まれております。まさに修羅場化していると言えます。紛争、戦争とはこういうもので、敵もPKOも関係なくなるものだと思います。

したがって、本請願の採択に私は賛成をし、意を表明し終わります。皆さんの御理解を心からお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） 次に、この請願の原案に反対者の発言を許します。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） ー登壇ー

私からは、このたびの請願に対して反対の立場で討論に参加させていただきましたので、よろしくお願いいいたします。

ちなみに、私も昭和19年生まれです。戦時中は1歳でありまして戦争のことはわかりません。だがしかし、戦後の苦労は十分わかっております。その上で発言をさせていただきます。

このたびの請願者の願意の一つであるところの遠軽自衛隊の隊員の命を守るということにつきましては、同じ遠軽町民として大いに賛同するものであります。反意の存ずるものではなくみじんもありません。

請願書の内容にある期成会に提言云々は、委員長報告にもありましたように期成会については任意団体であります。議会基本条例に上げている諮問機関もしくは附属機関ではないため、提言相手には当たらないことは自明の理であります。

また、駆けつけ警護についての議案提出の請願については、国際平和協力のもと、日本だけが痛みを伴わずに他国に守っていただくという自己の都合のよい理屈は世界に通用するものではありません。相互依存による助け合いは、信頼を得るための必須のことです。このことにつきましては、日本国憲法前文に掲げられている部分を引用して討論を終えたいと思います。

前文の下段であります。下から4行目からなのですが読み上げます。

我らは、いずれの国家も自国のことのみ専念して、他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従うことは自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

《平成28年3月15日》

これ以上、申し上げることはございません。以上です。

○議長（前田篤秀君） 次に、請願の原案に賛成者の発言を許します。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、討論を終わります。

これより、請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎日程第43 発委第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第43 発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義昭君） —登壇—

発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正について説明をいたします。

提案理由は、平成27年11月、北海道町村議会議長会から農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）の施行に伴う町村議会の運営等に関する基準について通知を受けまして、本規則の会派代表者会議に関する条文の一部を改正するため、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会会議規則（平成17年遠軽町議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、遠軽町議会会議規則新旧対照表により御説明いたします。

第127条は、会派代表者会議に関する規定でありまして、第1項中「議会推薦の農業委員の選出」を削るものであります。

別紙に戻りまして、附則第1項としまして、この規則は平成28年4月1日から施行するもので、附則第2項としまして、現存する委員の任期満了の日までの経過措置について規定するものであります。

《平成28年3月15日》

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第44 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 意見案第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○14番（秋元直樹君） ー登壇ー

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

脳しんとうは、衝撃や打撲を受けたりすることで受傷し、重篤な症状を引き起こす場合や発症時期が数時間あるいは数か月後になる症例もあります。記憶障害、めまい、頭痛など多岐にわたり、高次脳機能障害、意識障害、多発性神経麻痺、尿失禁などが発症した場合、緩和するまで数か月かかることもあります。

教育現場や家庭では、まだ認識と理解が進んでおらず、就学や再就職に支障を来すことがあるのが現状です。

そこで、国においては、このような現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

1、教育機関での周知徹底と対策。

教師、保健師及びスポーツコーチ等にマニュアル携帯を義務付けるとともに、事故等が発生した場合は家族への報告や経過観察を促すこと。

2、専門医による診断と適切な検査の実施。

脳しんとうが疑われる場合には、脳神経外科の診断を受けるとともに、神経学的検査の受診も義務付け、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3、周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置。

医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより教育機関への啓発、

《平成28年3月15日》

周知を図り予防に努め、事案が発生した場合は保護者へ連絡するとともに迅速に事故調査を行うこと。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第45 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第45 意見案第2号給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○4番（稲場仁子君） —登壇—

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について、一部読み上げて提案いたします。

私立大学初年度納付金の平均が高騰しており、奨学金利用者は年々増加し、大学生の多くが何らかの奨学金制度を利用しています。その制度利用者が卒業した後、不安定雇用や低賃金により返済が滞る者も多く、安定した収入を得て返済するという制度の前提条件が大きく崩れていると言わざるを得ず、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されるところです。

OECD加盟34か国のうち、半数近くの国の大学は授業料が無償であり、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されております。大学の授業料が有償で公的な給付型奨学金制度がないのは日本だけあります。

よって、若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて

拡充すること。

2、当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止するまでの間、返済金は元金、利息、延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。

3、大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣です。

議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

岩上議員。

○2番（岩上孝義君） ちょっと伺うのですが、32か国に公的な給付型奨学金制度が整備されている。大学の授業料が有償ということなのですけれども、公的な大学で確か無償のところもあると聞いているのですけれども、そこら辺どうなっていますか。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） この大学の授業料が有償というのは、日本に係る部分です。外国では、大学の授業料については、免除というか無償のところがたくさんあるけれども、日本はないということをうたっているものです。

○議長（前田篤秀君） 岩上議員。

○2番（岩上孝義君） 私事なのですが、ちょっと引っかかっているもので、入学時の1期と4年の後期だけ払った記憶があるのですよね。あとは授業料無償という形の中であるのだけれども。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○4番（稲場仁子君） それは、恐らく各大学の優待制度のようなものがそれぞれの大学でございますので、それが国の制度としてなされているものではないと判断しております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書を採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第46 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第46 意見案第3号児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番（阿部君枝君） ー登壇ー

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

昨今、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。家庭や地域における養育力の低下や孤立、不安などにより、児童虐待の相談対応件数は増加し続け、複雑で困難なケースも増加しています。そういった現状から、政府は昨年12月、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

同プロジェクトの方向性を踏まえ、児童虐待の予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、次の事項についても速やかに実施するよう強く要望します。

1、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、不安や悩み等を抱える家族への養育支援訪問や家庭訪問型子育て支援事業を実施できるようにすること。

2、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図るとともに、通報しやすい体制を整えること。また、緊急性の判断や関係機関との連携を行える体制整備にも努めること。

3、児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置を充実し、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を図ること。

4、関係機関と児童相談所との間における連携体制を再構築し、警察と児童相談所においては情報共有を図り、一時保護等において対応する仕組みを構築すること。

5、一時保護所における環境改善及び量的拡大を図り、里親や養子縁組を推進し、子どもたちが安心して養育される環境を整えること。

6、被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、きめ細やかなアフターケア事業を全国で実施すること。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長であります。

議員各位の御賛同よろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を採決いたします。

《平成28年3月15日》

す。

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第47 意見案第4号

○議長(前田篤秀君) 日程第47 意見案第4号地方公会計の整備促進に係る意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○10番(阿部君枝君) ー登壇ー

地方公会計の整備促進に係る意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

地方公会計の整備は、全国の各自治体において統一的な基準による財務書類を原則として、平成29年度まで作成するよう要請されているところです。

財務書類の作成、活用を進めるに当たっては、各地方自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう国会及び政府におかれては次の措置を講じられるよう強く要望します。

1、財務書類を早期に作成するため、固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講じること。

2、財務書類を作成するに当たり、相談内容に対応できるよう公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。

3、財務書類を作成、活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治体職員向けの研修をさらに充実するとともに、財務書類を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議会向けの研修も充実すること。

以上、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣です。

議員各位の御賛同よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号地方公会計の整備促進に係る意見書を採決いたします。

《平成28年3月15日》

本案は討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第48 議員派遣について

○議長(前田篤秀君) 日程第48 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思えます。

なお、その細部については、議長に一任いただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

岩上議員。

○2番(岩上孝義君) ちょっと伺いたいのですけれども、札幌市になっていますが、帰り表敬訪問する留萌市は入らなくてもいいのですか。派遣先について。

○議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長(前田篤秀君) 再開します。

この細分については、議長に一任いただきたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成28年第2回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岩 田 篤 秀

署 名 議 員 岩 澤 武 征

署 名 議 員 秋 元 直 樹